

今泉工場建替事業 PFI 等導入可能性調査業務委託

仕様書

令和6年4月

仙台市環境局 施設部 施設課

第1章 総則

本仕様書は仙台市（以下、「本市」という）の発注する今泉工場建替事業 PFI 等導入可能性調査業務委託（以下、「本業務」という）の基本的事項及びその基準を定める。

1.1 業務委託名

今泉工場建替事業 PFI 等導入可能性調査業務委託

1.2 業務の目的

本業務は、今泉工場建替事業（以下、「本事業」という）に係る整備・運営事業の手法に対し、民間の専門的な技術、手法、情報、経験を活用した PFI 方式及び公設民営方式（以下、「PFI 等」という）の導入の可能性について、定量的・定性的な評価を行ったうえで、総合的な観点から最適な事業方式を選定することを目的とする。

1.3 対象地域及び対象施設

(1) 対象地域

仙台市若林区今泉新田 103

敷地面積 90,630 m²

（焼却施設、粗大ごみ処理施設、若林環境事業所、今泉リサイクルプラザ、貯留槽等を含む）

(2) 対象施設

焼却施設

粗大ごみ処理施設

その他施設（計量棟、駐車場、構内道路など）

1.4 履行期間

契約締結日～令和6年10月31日

1.5 業務内容

- (1) 基本事項の整理
- (2) 事業スキームの検討
- (3) 民間業者の意向調査
- (4) 事業可能性（経済性）の検討
- (5) 事業方式の総合評価
- (6) 事業実施にあたっての課題整理

1.6 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、次に示すとおりとする。

- | | | |
|-------------------------|--------------|-----|
| (1) PFI 等導入可能性調査報告書（本編） | A 4 版 製本 | 5 部 |
| (2) 業務委託報告書 | A 4 版 ファイル綴じ | 一式 |
| (3) 上記電子データ | CD-ROM等 | 一式 |

※概要版・資料編については必要に応じて作成するものとし、別冊とする。

※電子データについては本市が指定する形式で提出すること。

1.7 再委託の禁止

受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。ただし、受託業務を効率的かつ有効に執行するために必要な場合は、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。なお、その場合は本市と協議の上、決定しなければならない。

1.8 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果品の著作権は、本市に帰属すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、本市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。
- (5) 受託者から業務の一部を再委託された事業者においても、上記（1）から（4）について同様に扱うものとする。

1.9 関係法令等の順守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

1.10 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料については、受託者が調査し収集するものとするが、市が所有している場合には受託者に貸与するものとする。その場合、受託者は、市に資料のリストを提出するとともに、業務完了時まで返却しなければならない。

1.11 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1.12 中立性の義務

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

1.13 打合せ及び議事録

受託者は、業務の目的を達成するため、履行期間中は必要に応じて本市との打合せを行うものとする。なお、受託者は打合せ事項及びその内容を記録し、本市に提出するものとする。

1.14 疑義の解釈

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、受託者は本市と十分な打合せ又は協議を行って、業務の遂行に支障の無いように努めなければならない。

1.15 業務の完了及び引き渡し

受託者は、業務完了後所定の手続きを経て、本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市の検査合格をもって完了とするが、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正のうえ納品するものとする。

1.16 業務管理

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、以下の要件を満たすものを管理技術者として配置するものとし、会議等への出席、業務の管理及び統括を行うものとする。

- ①技術士「衛生工学部門：廃棄物・資源循環」の資格又は、技術士「総合技術管理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環」の資格を有すること。
- ②過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）に国又は地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設または粗大ごみ処理施設）の施設整備及び運営事業に係る PFI 等導入可能性調査業務を主任技術者、管理技術者、照査技術者として履行した実績を有すること。

1.17 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の概要を示すものである。そのため本仕様書に明記なき事項であっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議のうえ実施する。
- (2) 本仕様書に規定する内容が変更となる場合は、両者協議のうえ、契約変更することができる。
- (3) 本市が必要と認めるときは、本業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合は両者協議のうえ、契約金額、履行期間等を変更できるものとする。
- (4) 本業務においては、事業者より提出された企画提案書類に記載された事項を適用する。
- (5) 提出書類は、原則として次の一覧表により作成し、遅滞なく担当者に提出するものとする。ただし、担当者の指示によるものはこの限りではない。

提出書類一覧表

書類名称	提出日	部数
1. 着手届	契約日から14日以内	1部
2. 業務担当者届	同上	1部
3. 再委託承諾申請書	再委託前まで	2部
4. 業務履行計画表	契約日から14日以内	1部
5. 委託料内訳書	同上	1部
6. 業務完了届	業務完了時直ちに	1部
7. その他本市が必要と認めた書類		

※提出書類の大きさは原則としてA4版（左綴じ）とする。

第2章 業務内容

2.1 基本事項の整理

(1) 事業方式の整理

PFI 等方式毎に以下の項目について整理する。

- ① 事業方式の概要
- ② 公共と民間の責任及びリスク
- ③ 資金調達、設計、建設、運営（運転・維持管理）の業務主体と施設の所有権
- ④ 導入されている施設の整備事例（事業スキームや事業期間等含む）
- ⑤ 一般廃棄物処理施設における導入事例及び採用実績等
- ⑥ ⑤における余熱利用施設や付帯施設の事例

(2) 法的条件等の整理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、PFI 等で本事業を実施する場合の法的条件や留意事項を整理する。また、固定資産税や都市計画税等の税制度についても PFI 等を導入した場合における影響について整理する。

(3) 交付金等支援措置の整理

交付金、税制優遇及び金融上の支援措置等、事業採算性を向上するための支援措置について最新の情報を整理し検討する。

2.2 事業スキームの検討

(1) 事業方式の検討

基本事項の整理等を踏まえ、本事業で想定される事業方式を検討する。

(2) 業務範囲の設定

本事業において PFI 等方式で実施する場合に、本市で実施する業務範囲と民間事業者で実施する業務範囲を設定する。

(3) リスク分担

本事業を PFI 等で実施する場合のリスクを抽出し、リスク分担の基本的考え方を整理するとともに、リスク分担の設定を行う。

2.3 民間事業者の意向調査

民間事業者の参入意欲や事業費を把握するために、プラントメーカーなどの民間事業者に対するアンケート調査を実施し、回答の精査及び整理、必要に応じてヒアリング調査を行うものとする。

2.4 事業可能性（経済性）の検討

(1) 総事業費等の設定

公設公営方式で実施する場合と PFI 等方式で実施する場合の施設の建設工事費、運営費、維持管理費等について算出又は整理し、総事業費を設定する。

(2) VFM の算定

事業スキームの検討を踏まえ、導入効果が期待される事業方式について、以下の手順を基に VFM を算定する。

- ① VFM の考え方、算定手順、前提条件等の整理
- ② PSC の算定
- ③ 各事業方式（公設公営除く）の LCC の算定
- ④ PSC と各事業方式の LCC の算定結果の整理
- ⑤ 現在価値換算など必要な調整を行った VFM の算定及び検証

2.5 事業方式の総合評価

各事業方式を総合的に評価し、本市が実施する対象事業の施設整備及び運営事業について、以下の3つの視点について個別に評価を行い、各視点の評価をまとめた総合評価を行い、本市の対象事業に最も適した事業方式を選定する。なお、評価方法、評価項目、評価の視点、評価基準等について明確にすること。

(1) 定量的評価

VFM の観点、スケジュールの観点等に係る評価を行う。

(2) 定性的評価

同種施設における PFI 等導入実績及び民間ノウハウの活用可能性等に係る評価を行う。

(3) 民間事業者の参入意向

事業方式ごとの本事業への参入意向から評価を行う。

2.6 事業実施にあたっての課題整理

最も適した事業方式を採用する場合に、必要となる作業と課題等について整理すること。

2.7 その他

- ① 今泉工場建替事業基本計画策定等業務委託の内容と整合を図ること。
- ② 今泉工場建替基本計画策定の進捗状況に合わせ、必要に応じ事業手法の検討状況について中間報告を行うこと（令和6年8月予定）。
- ③ 仙台市 PFI 活用指針（第4版）に沿って業務を進めることとし、調査内容については事業部会（Ⅰ：令和6年6月、Ⅱ：令和6年8月、Ⅲ：令和6年10月を想定）及び事業手法検討関係課長会（令和6年10月予定）で審議を行うことを想定し、業務を進めること。